

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	戸籍総合システム複合機保守点検業務
発 注 課	市) 地域振興部戸籍住民課
選 定 事 業 者	リコージャパン株式会社 販売事業本部北海道支社公共営業部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>当該機器は、戸籍総合システムの入出力機器であり、戸籍総合システムの一部である。そのため、設定作業等を行うには法務省の認容を受けている必要がある。</p> <p>また、本市登録事業者で、当該機器の保守を行うことができるのは上記事業者及び上記事業者と代理店契約を結んでいる15社である。</p> <p>以上2点の条件を満たすのは、上記選定事業者のみである。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記事業者との随意契約(特定)とする。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成31年 3月12日